



令和 6 年 6 月 7 日
中部地方整備局
河川部地域河川課

第 2 回中部圏大規模断水対策協議会を開催！

～中間とりまとめ（案）について議論します～

中部地方において、南海トラフ地震や内陸直下型地震等の地震災害を起因とした大規模断水時には、給水車が不足することが想定されています。そのため、給水車に依存せず現実的な応急給水確保対策のとりまとめを行う全国唯一の大規模断水対策協議会（以下、「協議会」という。）の第 2 回を開催します。

1. 第 2 回中部圏大規模断水対策協議会について【別紙 1】

- 1) 開催予定：令和 6 年 6 月 14 日（金）10：00～11：30
- 2) 議事内容：中間とりまとめ（案）について（意見交換） ほか
- 3) 開催場所：中部地方整備局 3 階 整備局災害対策本部室（WEB 会議併用）
（名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館）

2. 取 材：報道関係者に限り、会議冒頭の挨拶までは会場にてカメラ撮り可能です。

- ・会議終了後に同会場にて報道関係者を対象にした概要説明会を予定しています。
- ・取材を希望される方は、別紙 2 による事前登録をお願いいたします。

3. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、

岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ、
静岡県政記者クラブ、長野県庁会見場

以 上

【問い合わせ・取材申し込み】

中部地方整備局 河川部 地域河川課 上下水道調整官 高橋
水道係長 竹内

TEL：052-953-8257 FAX：052-953-8312

中部圏大規模断水対策協議会

別紙1

- 南海トラフ地震や内陸直下型の地震災害を起因とした大規模断水時には、給水車が不足することが想定される。
そのため給水車に依存せず現実的な応急給水確保対策のとりまとめを目的とした協議会を設立。
- 中部地方整備局管内の各県水道行政担当と代表水道事業者等を構成機関としており、中部地方整備局が事務局を担当。
- 令和6年3月19日開催の第1回協議会では、各機関担当地域における断水対策の取組状況と課題について意見交換を実施。
- 令和6年6月14日開催予定の第2回協議会では、応急給水確保対策の「中間とりまとめ(案)」について議論する予定。

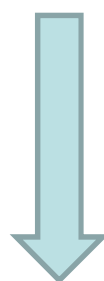
協議会委員

組織名		委員 役 職
長野県関係	長野県	環境部長
岐阜県関係	岐阜県	健康福祉部長
	岐阜市	水道事業及び 下水道事業管理者 上下水道事業部長
静岡県関係	静岡県	くらし・環境部理事 (水資源担当)
	静岡市	上下水道局長
愛知県関係	愛知県 (保健医療局)	生活衛生部長
	愛知県 (建設局)	建設局技監
	豊橋市	豊橋市水道事業及び 下水道事業管理者 豊橋市上下水道局長
三重県関係	三重県	環境生活部 環境共生局長
	津市	上下水道管理局长
名古屋市		上下水道局長
中部経済連合会 (オブザーバー)		価値創造本部 産業基盤強化推進部長
中部地方整備局		河川部長

スケジュール案

【令和6年3月19日】第1回協議会 開催

- ・主旨説明
- ・能登半島地震における水道関係災害対応状況説明
- ・「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた提言》」概要説明
- ・当該地域における取組状況と課題(意見交換)



【令和6年6月14日】第2回協議会_開催

- ・応急給水確保対策の「中間とりまとめ(案)」について議論



【令和6年内(目処)】第3回協議会_開催



最終とりまとめ

第2回中部圏大規模断水対策協議会 取材登録書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のため、本紙にご記入のうえ、期限までにメールまたはFAXにて送信をお願いいたします。

期限 令和6年6月12日（水）16時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前（複数名の場合、代表者名）

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____ 人

3. 参加内容 ① 冒頭取材のみ or ② 冒頭取材と概要説明会参加

↑ ①か②のいずれかを丸囲い願います。

送信先（以下のどちらかへ送信してください）

① メールアドレス : cbr-85-chiikikasen-jougesuidou@gxb.mlit.go.jp

② F A X : 052-953-8312

取材にあたっての注意事項

- ・取材については、報道機関のみ公開となります。
- ・当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。
- ・会議進行の都合上、報道等の撮影は冒頭挨拶までとさせていただきます。
- ・会場では、着席のうえ、静粛に傍聴してください。
- ・手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- ・係員の誘導、指示がある場合は、それに従っていただきますようお願いいたします。
- ・質問等は協議会終了後をお願いします。